

令和3年9月13日

座席シート縫製職種・

自動車シート縫製作業に関わる各位

一般社団法人

日本ソーイング技術研究協会 事務局

(印省略)

緊急・お知らせ (4号)

事務所開設時間の変則措置の延長について

各位におかれましては日頃から技能実習評価試験の実施に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

政府は、9月9日に今月12日が期限となる21都道府県の緊急事態宣言について、東京や大阪など19都道府県で今月30日まで延長する一方、宮城県と岡山県は、まん延防止等重点措置に移行させることが決められました。

また、重点措置が適用されている12県のうち、富山、山梨、愛媛、高知、佐賀、長崎の6県は解除し、そのほかの地域は今月30日まで延長することも決定されました。

期間は、9月13日から9月30日までと定められました。

緊急事態宣言の延長に伴う緊急措置に関連し、当協会では受付等事務を9月30日までは、再度、変則処置をすることとしますのでご承知おき下さい。

1 事務所の開設時間を **13:00～15:00** とします。

※ 開設曜日 月曜日、金曜日 は 開設

火曜日、水曜日、木曜日 は 不定期開設

2 職員の就業時間を人毎に時差出勤あるいはリモート執務とします。

なお、電話接遇は出来るだけ可能な状態を執りますが、繋がらない場合はご容赦願います。

ただし、即応できない案件も想定されますが、早急な対応に心掛け、可能な状態に復した時点で直ちにご連絡を差し上げます。

変則措置期間

9月13日から9月30日まで

※上記は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する一時的な措置ではありますが、皆様におかれましては、頭上の脅威に対抗するには《我が身を守る、わが命を守る》の心掛けに徹されるよう祈念します。

当協会の対応にご理解を賜りますようお願いいたします。

追記

以前ご案内しましたように、「技能実習」で在留中の者であって、以前と同一の業務で就労を希望する者については特定活動(6か月・就労可)の在留資格が、また、評価試験の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない実習生は、受検・移行が出来るようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能となっております。

詳細は、下記にご案内を致します出入国在留管理庁 HP をご参照頂き、特定活動で滞在等ご検討頂ければ幸いと存じます。

出入国在留管理庁 HP:

(在留資格関係) <https://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

(Q&A) <https://www.moj.go.jp/isa/content/001352193.pdf>

監理団体・実習実施者の皆様におかれては、緊急事態宣言の対象区域であるかを問わず、引き続き、技能実習生の皆様に対する感染防止対策や生活支援策など各種支援策の周知に努めていただくため機構ホームページの情報をご案内致します。

機構ホームページ

「令和3年4月23日の緊急事態宣言等を踏まえた監理団体・実習実施者の皆様へのお願い(期間の延長及び区域の変更)」

<https://www.otit.go.jp/files/user/210913-5.pdf>

当協会で開催するこれまでの評価試験では、監理団体・実習実施機関の皆様のご協力を得て、新型コロナウイルス感染症のクラスターは、発生していません。

今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の防止対応策を徹底し、評価試験を実施して参ります。

更に皆様のご協力とご理解を頂きますようお願い致します。

また、開設時間外に自動車シート縫製技能評価試験やその他について、当協会へお問い合わせがある方は、下記アドレスまでメールをお願いします。回答は、お時間をいただくことをご理解頂きますようお願いを致します。

宛先 E-mail 〈 info@jstra.com 〉 事務局 北岡 宛て